

## すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について

### 1 指定する施設

すみだ北斎美術館 墨田区亀沢二丁目7番

### 2 指定の期間

平成28年11月22日から平成33年3月31日まで(約4年4か月間)

### 3 指定管理者の概要

名称 墨田区文化振興財団・丹青社共同企業体

所在地 東京都墨田区錦糸一丁目2番3号

代表者 公益財団法人墨田区文化振興財団(理事長 久保 孝之)

<代表団体>公益財団法人墨田区文化振興財団(平成8年3月設立)

所在地 東京都墨田区錦糸一丁目2番3号

代表者 理事長 久保 孝之

<構成団体>株式会社丹青社(昭和34年12月設立)

所在地 東京都港区港南一丁目2番70号

代表者 代表取締役社長 青田 嘉光

### 4 選定経過及び選定理由

#### (1) 募集等について

ア 募集期間 平成27年9月18日から10月28日まで

イ 周知方法 墨田区公式ホームページ及びすみだ北斎美術館ホームページに掲載

ウ 応募事業者数 1事業者

#### (2) 選定作業

ア 墨田区指定管理者選定委員会に関する要綱第5条第1項に規定する主管部検討部会で一次審査(書類審査)を実施し、選定基準に基づいて評価を行い、1事業者を指定管理者選定委員会に推薦した。

イ 平成27年11月9日開催の指定管理者選定委員会において、選定基準である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目の事業提案について審査した。

#### (3) 選定理由

上記事業者の事業提案は、公立美術館の意義を理解し、区の文化施策との連動及び地域の活性化について十分に理解している内容であった。

また、区が求める要求水準中、すみだ北斎美術館に期待される、専門性と対外的魅力を視野に入れた展覧会計画となっており、公開承認施設の申請も目指した内容となっている。

さらに、具体的な広報戦略が明確にされており、観覧者数の目標が具体的であるとともに、施設の効率的な運営についても配慮した内容となっている。

以上のことから、本事業者は、「すみだ北斎美術館の管理運営に関する条例」第1条で定める「墨田区にゆかりのある絵師葛飾北斎の作品及び業績に関する情報を通して、区民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって文化の振興に資する」すみだ北斎美術館の設置目的に合致した、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として選定した。

## 5 事業計画の要点

### (1) 管理運営の基本方針

ア 民間ならではの効率性の高い施設運営と公立美術館としての役割の両立を図ることとし、美術館の資源を活用して、地域の教育・観光・産業・まちづくりの活動等と積極的に連携・協力して、地域の活性化に貢献することを目指す。

イ 「公開承認施設」に必要な運営体制の構築を行うとともに、申請要件を満たす管理運営の実績を積み上げる。

### (2) 主な事業提案

#### ア 利用者サービスの向上

##### (ア) 展示事業

調査研究成果を踏まえた独自性の高い展覧会や地域と関連を持たせた内容の展覧会等を年間6～7本（平年度観覧者目標95,000人の確保）開催する。

##### (イ) 調査研究事業

北斎を中心とした作品、関連及び交流のあった人物、墨田区をはじめとするゆかりの地との関わりなどを幅広く対象とし、その成果は、データベースとして蓄積する。

##### (ウ) 普及事業

一般対象・・・講演会、講座、セミナー、ワークショップ、上映会等

児童・生徒対象・・・ワークショップ、学校団体向けプログラム（来館時の解説・ワークシート配布、教員向け説明会、出前授業等）

外国人対象・・・展示ガイドツアー

##### (エ) 広報

広報専任スタッフの配置

国内最大級の博物館関連サイト（丹青社運営）を活用した全国への情報発信

メディアへの定期的な情報発信（内覧会・懇談会の実施、広報イベントの実施）

地域の各種団体への情報発信、周辺施設と連携した広報活動

##### (オ) 利用者サービス向上のための具体的な提案

他館との共通券発行 周遊入館券「ぐるっとパス」への参加

周辺施設の半券提示などによる観覧料の割引

夜間の延長開館 年末年始における地域行事等と連携した事業の実施

ミュージアムショップの運営（指定管理者の自主事業）

イ 効率的・効果的な施設の運営

(ア) 観覧料の設定

区分	観覧に係る利用料金		
	常設の展示（1人、1回につき）		特別の企画の展示 （1人、1回につき）
	個人	団体	
一般	400円（500円）	320円（400円）	大規模展 1,200円～1,500円
高校生・大学生	300円（400円）	240円（320円）	中規模展 1,000円～1,200円
高齢者（65歳以上）	300円（400円）	240円（320円）	小規模展 800円～1,000円
障がい者	300円（400円）	240円（320円）	(2,000円)
中学生以下	無料	無料	★特別展は別途設定

（ ）内の金額はすみだ北斎美術館の管理運営に関する条例における上限額

(イ) 指定管理料（光熱水費、施設修繕費、資料購入・修復・制作費、備品購入費を除く。）

平成28年度：56,010千円（開館記念展に係る収支を除く。）

平成29年度：76,490千円                      平成30～32年度の単年度：128,890千円

(ウ) 管理運営コストを節減するための考え方

委託業務（清掃等）におけるスケールメリット（すみだトリフォニーホール）の活用  
閑散期に臨時休館を設定し、重点的に施設点検・整備・修繕などを行う。

(エ) 公開承認施設申請に向けた管理運営計画の考え方

専任館長及び学芸員（5人予定）の配置

共同企業体の実績を活かした防災・防犯体制の整備

重要文化財の借用展示を2回計画

(3) 事業計画の遂行能力

ア 博物館事業等の実績

(ア) 丹青社

指定管理：文京区立森鷗外記念館、島根県立古代出雲歴史博物館

運営受託：中野区立歴史民俗資料館

(イ) 墨田区文化振興財団

葛飾北斎を主とした浮世絵の調査研究・振興事業

イ 組織体制（常勤12人、パート5人）

館長（常勤）、副館長（常勤）、常勤職員10人（学芸・教育普及5人、図書1人、広報・誘客2人、総務2人）、パート5人（図書1人、受付案内4人）

開館準備については墨田区文化振興財団理事長が総括的に推進し、開館までに常勤館長を置く予定

ウ 事業計画の遂行能力

代表団体については、区の外郭団体であり公益財団法人でもあることから、安定的な経営が見込まれる。構成団体については、自己資本比率が50%近くあり経営上の安定度は高い。

## 審査結果

12名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	墨田区文化振興財団・ 丹青社 共同企業体
<b>1 利用者サービスの向上（56点×12人＝672点）</b>	<b>474点</b>
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか ア 収蔵資料を次世代に引き継ぐための適切な取り組みが示されているか イ 専門性と対外的魅力の両立を視野に入れた展覧会計画が示されているか ウ 調査研究の明確な方針、成果の公開・活用の方針と取り組みが適切に示されているか エ 普及事業の役割・位置付けが明確となっており、対象層の設定やそれぞれに応じた取り組みが示されているか オ 関係機関等との連携も含めた来館促進のための創意工夫ある取り組みが示されているか カ 広報戦略が具体的に示されているか (3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4) 利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の取り組みがあるか	
<b>2 効率的・効果的な施設の運営（26点×12人＝312点）</b>	<b>221点</b>
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか (3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか (5) 利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取り組みは効果的か (6) 文化財公開承認施設に係る承認基準に沿う管理・運営計画となっているか	
<b>3 事業計画の遂行能力（18点×12人＝216点）</b>	<b>154点</b>
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組みは十分か (4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か (6) 同種事業に関する実績	
<b>合計点（100点×12人＝1,200点）</b>	<b>849点</b>